

平成 24 年 3 月 28 日

各 位

会社名 株式会社名村造船所
代表者名 代表取締役社長 名村 建介
(コード番号 7014 大証 第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員
社長補佐 井関 延行
(TEL 06-6543-3561)

執行役員に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、経営改革の一環として執行役員報酬体系の見直しを行い、従業員の定年年齢基準日以降の在任期間に対する執行役員の退職金支給を行わないこととする一方、執行役員報酬と当社の業績および株主利益の連動性を一層高めることを目的に、取締役および常勤監査役に対し平成 20 年 6 月 26 日開催の当社第 109 回定時株主総会において導入いたしました株式報酬型ストックオプション制度と同じ制度を従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対しても導入することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

株式報酬型ストックオプション制度の概要

執行役員に対し、従業員の定年年齢基準日以降の在任期間については、株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てます。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 50,000 株を事業年度毎に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

ただし、下記(2)に定める付与株式数（(2)に定義する。）の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

500 個を事業年度毎に発行する新株予約権の個数の上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の払込金額
各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定めるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

以 上